

## 一般・企業用

## 富山県発明とくふう展 内容説明書 (審査・展示用)

(第57回)

(1) 企業の部

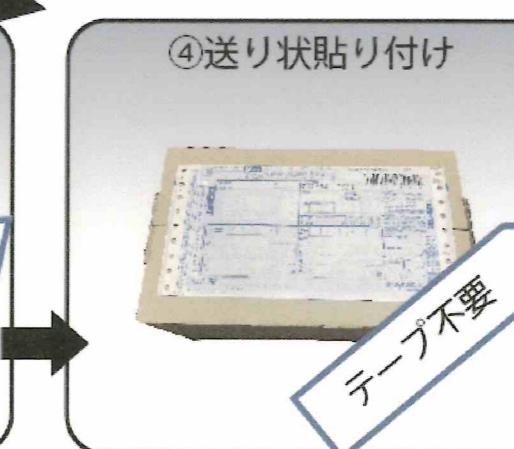
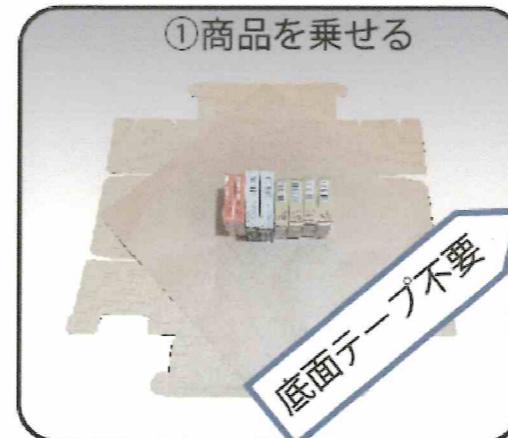
(2) 一般の部

受付  
番号

55

ふりがな	かんしょざいのいらないゆそばこ			
作品の名称	緩衝材のいらない輸送箱			
ふりがな		ふりがな	ながたひろやす／ながたみつひろ	
会社名	ジャパンパック株式会社	発明者名	長田 宏泰 長田 光弘	
特許・実用・意匠の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号	登録番号	外国特許他
		特願 2019-92016		
特徴と要点(必ずご記入下さい)				
近年、安価で短納期に配送してもらえる「ネット通販」市場が拡大し、その流通の多くでダンボールケースが使用されています。製品と外箱の間には様々な緩衝材が使用されており、フィルムを気泡状にしたものや新聞紙、クラフト紙を多く丸めて敷き詰めた物など、どれもお客様に届いたあとは、緩衝材はゴミとなってしまいます。その処分を出来るだけ無くす為に開発に着手いたしました。イメージは、「風呂敷」がヒントになっています。ケースの底部にクラフト紙を貼り付けてあり、その上から製品を乗せて四方から包んで、上部でテープ留めするだけで、製品に合わせてクラフト紙が自由にサイズに合わせて固定する事が出来るので、緩衝材の大幅な削減と、梱包作業時間の削減の両立が可能です。				
梱包作業も容易になっています。板状のシートにそのまま製品を乗せて作業を行うので箱の中に入れて緩衝材等をセットするよりも、作業が容易であり、箱への製函も側面を起こし、ロックしながら行う事ができるので、余計な手間もありません。				
また、上部の封函についても、通常の箱であればクラフトテープ等で封函しますが運送会社の伝票の裏にある剥離シールを封函テープとする事で、クラフトテープ等の副資材すら全く使用しない包装仕様となっています。				
製品を包み込むクラフト紙も段ボールと同じ紙製のため、使用後は分別の必要が無くそのまま古紙としてリサイクル出来、封函のテープも不要で梱包作業も容易。シンプルながら大幅にコスト削減を実現した、これまでにない輸送箱となっています。				

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)



- 全て紙素材の為、ゴミを出さずそのまま古紙としてリサイクル可能

- 従来のようなテープの貼り作業が必要なく、梱包作業時間の短縮が図れる

- お客様が開梱の際、商品が“優しく包まれている”イメージがある（顧客満足度の向上）

- 破らない破らないと開梱出来ないため、内容物へのイタズラ防止にも繋がる

## 【記載注意事項】

- この説明書は、審査用、展示用カードとして用いられますので必ずご記入下さい。
- 第一次審査は、この説明書のみでなされ、使用法など不明確な場合は、審査にもれることがあります。
- 従来のもの（或いは方法）に比し、どこを（何を）どのようにくふうしたか、要点を判り易く図または写真でご説明下さい。
- 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしづらってご記入願います。
- この内容説明書は出品申込書と一緒に、令和元年9月20日（金）までに事務局へ提出して下さい。